

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成28年12月2日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年12月2日 (金) 午後4時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	欠
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名番委員 6番 橋本 修二 委員 7番 古川 義國 委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度 農用地利用集積計画(案)の決定案件	22件
第5号議案	農地移動あっせん結果報告	1件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件

- **事務局長** 皆さん、こんにちは。只今より平成 28 年 12 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さん、こんにちは 12 月になって今年も残り少なくなってきました。それでは早速ですが、本日の総会に入っていきたいと思います。
- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
- 6 番 橋本 修二委員 7 番 古川 義國委員 議事録署名委員をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 28 年度 農用地利用集積計画（案）の決定案件	22 件
第 5 号議案	農地移動あっせん結果報告	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	4 件

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入っていきたいと思います。農地法第 3 条の説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請でございます。整理番号 3-2 を朗読

賃借権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断については別添 2 ページの調査書のとおりで、2 項は該当はしない。第 2 項 7 号の地域調和を読み上げます。

申請地はこれまで、これまで水稻等の栽培が行なわれていたが、伊保戸生産組合との調整の結果、今後は借受人がエゴマ及び野菜の栽培を行なう計画であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。として条件は満しています。つづいて、3 項の内容を朗読。3 項の内

容は該当するとなりますので、条件は満しています。

申請地ですが、位置図は 3 ページの図面をご覧いただきたいと思います。

県道市武神埼線の図面のふと線のところ、西伊保戸地区の北側と 4 ページの図面は、西伊保戸地区の南側の太線で囲ってあるところが、今回の申請地です。5～7 ページの字図はふと線で囲ってあるところが、申請地で ■■■ 番地-■、■■■ 番地-■、■■■ 番地です。地区的には伊保戸地区です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、■■■ 委員さんお願いします。
- ■■ 番 (■■■ 委員) 私は現地を確認しましたが、特段問題はございません。
- 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。
- 議長 それでは、第 2 号議案の 4－1 の方から説明をお願いします。
- 事務局長 8 ページをごらんください。農地法第 4 条の規定に基づく許可申請でございます。

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の案件 4－1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和 59 年 9 月 1 日) ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的の賃貸駐車場及び自家用駐車場は、上記の転用理由のとおり、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

顛末書案件 (別添：顛末書及び現地写真)

申請地の場所ですが、9 ページは位置図で、町立吉野ヶ里保育園の東で、黒く塗ってあるところが今回の申請地になっています。地区は萩原地区です。

10 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある ■■■ 番地 ■■■ のところが、申請地となっています。11 ページは土地利用計画図です。左側の方が町道吉田、下三津東線

ですが、申請地は図面中央で、敷地西側に、賃貸駐車場の配置を行ない、東側に自家用駐車場が配置され、敷地の雨水排水は、南西側の町道沿いの側溝に流入です。

12 ページは顛末書を朗読

13 ページは現状写真で、左上が北から、右上が南から、左下が東から、右下が西から対する分です。

説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、 委員さんお願いします。
- 番（ 委員）私の地元地区ですが、確認しまして特段問題ないと思います。
- 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- 議長 それでは、第3号議案の5－1の方から説明をお願いします。
- 事務局長 14 ページをごらんください。農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます。

第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5－1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：平成28年6月22日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、鉄道の駅、町役場から概ね500m以内にある農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、15 ページは位置図です。地区は苔野地区で、本戦橋のたもとの北東側です。図面右側のふと線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。

16 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある 番地 のところが、申請地となっています。17 ページは土地利用計画図です。図面右側の方が、町道苔野・田手村線の北側に面した申請地です。図面中央、敷地東側に建物の配置を行ない、北東側に

専用住宅、南東側に農機具倉庫、車庫が配置され、建物の雨水排水は、建物周囲から敷地北側の水路に放流する計画です。上水は南東の町道の上水管から建物周囲北側から配水です。下水は建物周囲東北側から、南東の町道の下水管に流入です。

18 ページは1階、2階平面図です。

19 ページは東西南北側から見た立面図です。20 ページは農機具倉庫、車庫の平面図と立面図です。

説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、[] 委員さんお願いします。
- [] 番（[] 委員）私は現地を確認しましたが、特段問題はありません。
- 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達したいと思います。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。

- 事務局長 21 ページをお願いします。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が11件で、再設定が9件で計の20件があがっております。田が19筆、畑1筆で田の面積が67,535㎡で、畑が32㎡となり、計の12筆、面積が67,567㎡です。

22 ページは、農用地利用集積計画集計表の所有権移転関係分でございます。農用地利用集積計画集計表（所有権移転関係）を朗読。

[] 氏より農業公社へ所有権移転があった件と農業公社から[] 氏へ所有権移転があったです。総会での承認後に所有権移転を行います。

23 ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。
 すごいませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思ひます。
- **議長** 第5号議案 農地移動あっせん結果報告について審議致します。
- **事務局長** 24ページをお願いします。第5号議案 農地移動あっせん結果報告を朗読。
- **番 委員** 只今、農地移動あっせん結果報告がありましたとおり、11月22日に3委員委員さん、委員さん、と私同席致しまして、あっせんを行った所でございます。以上です。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。この件について、ご質問等ございますか。
 この案件はこれでよろしいでしょうか。それではこのままで進めていただきたいと思ひます。
- **議長** それでは、第6号議案の取下げ－1の方から説明をお願いします。
- **事務局長** 追加議案の1ページをごらんください。
 第6号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の取り下げの案件5－1を朗読。
 文化財調査の結果で、やむを得ない状況と考えられます。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- **議長** ご質疑ございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。取り下げを認めていきたいと思ひます。
- **事務局長** 2ページをごらんください。第7号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます。
 整理番号5－1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和59年9月1日)ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。
 農地の区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連単している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である条件付き分譲住宅

の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。続いて、申請地の場所ですが、3 ページの位置図で中央左の線で囲ってあるところが、今回の申請地になっています。

4、5 ページが字図ですが、中央の薄く線で囲ってある ■■■ 番地 ■■■ 番地 ■■■ 番地 ■■■ 番地 ■■■ 番地 ■■■ 番地 ■■■ 番地のところが、申請地となっています。6 ページは現況平面図です。中央上側の方が町道立野中央線ですが、中央の部分が計画部分で、9 区画を配置されております。

7 ページは給排水計画図で、雨水排水は、北側の造成地は、図面中央の造成地は図面中央左の開発道路の東西の側溝により、勾配を北側に集めて、既設道路にできるだけ集めて、東側町道側溝に流入させる予定です。図面中央右の南の造成地は、開発道路の東西の側溝により、東側町道側溝に流入させる予定です。上下水道については、造成地内開発道路と北側既設道路に埋設した上水管から配水予定、下水管に流入予定です。

8 ページが切盛分布図です。9 ページは消防水利図です。

10 ページは図面左から A-A'、B-B' 断面は東西方向 C-C'、D-D'、E-E' 断面は南北方向の断面での計画断面図です。

図面中央断面図の A-A'、B-B' 断面は東西方向断面で、盛土を行なう計画と開発道路の計画です。

その右側の C-C'、D-D'、E-E' 断面は南北方向の断面で、盛土を行なう計画です。

11 ページは構造図です。12 ページは排水構造図です。13 ページは道路構造図です。

14 ページは現況断面図です。15 ページが建売分譲プランの建物平面図 NO 1 です。

16 ページは建売分譲プランの建物の東西南北からの立面図 NO 1 です。

17 ページが建売分譲プランの建物求積図 NO1 です。

18 ページが建売分譲プランの建物平面図 NO2 です。

19 ページは建売分譲プランの建物の東西南北からの立面図 NO2 です。

20 ページが建売分譲プランの建物求積図 NO2 です。

21 ページが建売分譲プランの建物断面図 NO3 です。

22 ページが建売分譲プランの建物平面図 NO3 です。

23 ページが建売分譲プランの建物求積図 NO3 です。

第 6 号議案の取下げ－1 の関連での申請でございます。説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、材木委員さんお願いします。
- 〇番（材木委員） 私は、状況確認しまして、やむをえないと思います。
- 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。
- 議長 ございませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思えます。
- 議長 それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- （事務局長） 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第 1 号報告の説明が終わりました。
- （事務局長） 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－2 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第 1 号報告の説明が終わりました。
- （事務局長） 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－3 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。
- 議長 第 1 号報告の説明が終わりました。
- （事務局長） 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－4 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会午後 5 時 5 分